

[事案 2024-98] 新契約無効請求

・令和7年2月21日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成17年7月に契約し、令和6年1月に解約した積立利率変動型保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1)平成17年6月、募集人と自宅で面談し、老後資金も貯められる保険商品と説明されたため、当時71歳だった父を被保険者として申し込んだ。その際、設計書やパンフレットを示されることはなく、口頭のみで「90歳になった時に400万円が受け取れる」「90歳までに亡くなると得をする」等と説明を受けたが、保険期間が満了した時には、解約返戻金はゼロになる保険であり、また、満期保険金が支払われる内容でもなかった。
- (2)募集人から、本契約について貯蓄性がないことの説明を受けていれば、申込みをすることはなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対し、90歳満期保険金の説明をしたことを否定している。募集時の資料、パンフレット、設計書、保険証券、契約内容通知文書にも、90歳満期保険金に関する記載はない。
- (2)募集人が説明に使用した設計書には、払込保険料や解約返戻金の推移が記載されており、申立人は、これらの説明を前提に本契約の申込みをした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約締結時における事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。